

仕 様 書

建設局土木管理部西部土木みどり事務所

(担当：松尾、千原 電話 871-6721)

件名	(単価契約) 一般廃棄物及び産業廃棄物(事業系ごみ及びコンクリート殻等) 収集運搬業務
実施場所	京都市建設局西部土木みどり事務所(京都市右京区西院西貝川町31番地)
予定数量	収集運搬業務：5日
契約期間	令和8年7月1日から令和8年9月30日まで
契約条件	<p>1 総則</p> <p>受託者(以下「乙」という。)は、本業務について、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)、労働基準法及び労働安全衛生法等を遵守するとともに、本仕様書に基づき履行すること。</p> <p>2 業務内容</p> <p>西部土木みどり事務所のストックヤード(別紙1参照)に集積している一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業務を行う。</p> <p>(1) 作業条件</p> <p>ア 収集運搬する一般廃棄物及び産業廃棄物の積込作業は乙が行うこと。積込みについては、京都市(以下「甲」という。)所有のホイールローダを使用することも可能である(操作に当たっては、小型車両系建設機械特別教育を修了している者が行うこと。)。ただし、緊急時には、乙所有の代替のホイールローダを準備すること。その他使用に関する取扱いは、甲乙双方で協議する。</p> <p>イ 収集運搬業務の作業日における作業時間は、次の時間内を基本とする。</p> <p>① 8時00分から8時30分</p> <p>② 9時30分から12時00分</p> <p>③ 14時00分から17時15分</p> <p>ウ 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬作業の実施にあたっては、必要に応じて、甲への聞き取り及び現地確認を行い、必要な車両、人員を確保すること。</p> <p>(参考) 4tダンプ車等 1台 作業員1人</p> <p>エ 積込作業完了後、ストックヤード及びその周辺を清潔に保つよう心掛けること。</p> <p>オ 産業廃棄物収集運搬業許可証の記載に従い適正に収集運搬すること。</p>

契約条件

カ 処分場において、搬入された一般廃棄物及び産業廃棄物を適正な方法で計量すること。

キ 他事業所等や委託事業者の廃棄物等と混載して収集運搬しないこと（当事務所の廃棄物の収集運搬に限る）。

ク 収集運搬業務の実施にあたり、必要なことについては甲乙協議のうえ、甲の指示に従うこと。

ケ 1日の収集運搬上限数を3回とする。

コ 上記3回の回数及び搬入先については、次のとおりとする。

1. 燃やすごみと土砂の組合せ3回（燃やすごみ2回＋土砂1回 等）
2. コンクリート殻等3回（産廃）

種類	搬入先
一般廃棄物（燃やすごみ）	京都市南部クリーンセンター ※火災の影響により受入停止中は、京都市東北部クリーンセンターへの搬入とする。
土砂	京都市埋立事業管理事務所
コンクリート殻等	西部土木みどり事務所から概ね走行距離15km圏内に位置する、甲が契約した処分場

サ 収集運搬物の積載重量等については交通法規を遵守すること。

シ 南部クリーンセンター又は東北部クリーンセンターに搬入の際には、乙において、インターネット又は電話による事前予約を行い、施設の搬入カードを甲から受け取ってから運搬すること。

ス 京都市埋立事業管理事務所に搬入の際には、施設の搬入カード及び搬入用紙を甲から受け取ってから運搬すること。

セ その他、必要な事項については甲乙協議のうえ、甲の指示に従うこと。

(2) 受託者の条件

ア 収集運搬する産業廃棄物について廃掃法に基づく収集運搬の許可を持つ者であること。

イ 一般廃棄物の収集運搬については、廃掃法施行規則 第二条に基づくこと。

ウ 使用する車両については、自社所有の営業用とすること（車検証写し提出）。

3 履行確認等

乙は、全ての業務の完了後に、完了届を甲に提出すること。

契約条件	<p>(1) 乙の過失等により、甲の施設及び車両等に損傷を与えたときは、乙の責任において原状に復旧や損害賠償をすること。</p> <p>(2) 契約解除を行う場合は、甲乙いずれの責に帰するものであっても、乙は契約解除段階で受入れを行っていた一般廃棄物及び産業廃棄物については、その責において適正な処分の履行を行うものとする。</p> <p>(3) 契約解除を行う場合は、甲乙いずれの責に帰するものであっても、乙は契約解除段階で受入れを行っていた一般廃棄物及び産業廃棄物については、その責において適正な業務を履行するものとする。</p> <p>甲は、処分場及び搬入先に、立会いによる履行の確認を求めることができるものとする。乙はこれを拒むことはできない。</p> <p>(4) 契約期間は、甲が乙の事業所において適正な履行がなされているか、確認のため訪問することができることとする。確認日は、前日までに甲から乙に伝達されるものとし、乙はこれを拒むことができない。</p> <p>(5) コンクリート殻等の収集運搬について、処分先とは甲が委託契約を締結するものとし、その際、契約書には産業廃棄物の収集運搬業許可証の写しを添付するものとする。</p> <p>(6) 本業務は、産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の交付又は公益財団法人産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムの利用によって実施するものとする。</p> <p>紙マニフェストを交付する場合、京都市建設局指定のマニフェストの様式を使用して提出すること。</p> <p>(7) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに甲乙間で協議すること。</p> <p>(8) 予定数量は過去の実績等によるものであり、大幅な増減が生じても本市は何ら補償しない。</p> <p>(9) 見積書は搬入先の別なく1日当たりの単価（税別）を記載すること。</p>
------	--

<参考>

一般廃棄物及び産業廃棄物の日数について（令和7年6月から令和8年5月まで）

月	日数	備考
令和7年6月	1	1日目：南部CC3回
令和7年7月	2	1日目：南部CC3回 2日目：京都市埋立管理事務所3回（土砂石）
令和7年8月	2	1日目：南部CC3回 2日目：コンクリート殻等3回
令和7年9月	3	1日目：南部CC3回 2日目：コンクリート殻等2回 3日目：南部CC3回
令和7年10月	1	1日目：南部CC3回
令和7年11月	1	1日目：南部CC3回
令和7年12月	3	1日目：南部CC3回 2日目：南部CC3回 3日目：南部CC3回
令和8年1月	1	1日目：南部CC2回
令和8年2月	1	1日目：京都市埋立管理事務所1回（土砂石）、東北部CC2回
令和8年3月	2	1日目：コンクリート殻等3回 2日目：京都市埋立管理事務所1回（土砂石）、東北部CC2回
令和8年4月	1	1日目：東北部CC3回
令和8年5月	1	1日目：東北部CC3回

※上記日数及び回数は参考数量であり、大幅な増減が生じたとしても補償するものではありません。

※コンクリート殻等の収集・運搬は産廃扱いとなります。

※契約が決まりましたら、使用する車両番号をお知らせください。この車両番号で、環境政策局施設管理課へごみ搬入カードの申請をします。

※次ページに見積書の参考様式掲載

(例)

年 月 日

見積書

京都市長 様

住所
社名
代表者 印

タイトル：ただし 庸車代金として

品名	数量	単価	金額
4 t ダンプ車等	●	●●	●●
作業員	●	●●	●●
合計			●● (税別)

構内図 (ストックヤード位置図)

